

グローバル・スタートアップ・キャンパス構想フラッグシップ拠点整備に関する

有識者会議（第3回）

1. 日時 令和8年8月19日（水）10:00～11:00

2. 場所 中央合同庁舎8号館8階特別中会議室／Teams会議（ハイブリッド開催）

3. 出席者

座長	伊香賀 俊治	慶應義塾大学 名誉教授／一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター理事長	
座長代理	北野 宏明	ソニーグループ株式会社 チーフテクノロジーフェロー	
委員	秋枝 静香	株式会社サイフューズ代表取締役	
同	上野 武	千葉大学 名誉教授／一般社団法人キャンパスとまち計画研究所代表理事	
同	藏見 康仁	日本政策投資銀行 アセットファイナンス部次長	
同	宮園 浩平	総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員	
事務局	湯下 敦史	内閣官房 グローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室	室長代理
同	小見山 康二	内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局	審議官
同	木村 直人	内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局	統括官
同	當間 重光	内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局	参事官
同	田阪 昭彦	内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局	参事官
同	亀山 慎之介	内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局	参事官
同	迫田 健吉	内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局	参事官
同	北野 允	文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域振興課	課長
同	安齊 真吾	国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 整備課	営繕技術基準対策官
同	榊 裕太	経済産業省 イノベーション・環境局イノベーション創出新事業推進課	課長補佐

4. 議題

（1）フラッグシップ拠点整備に関する基本計画策定に向けた論点について

（2）その他

5. 配布資料

資料1 グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の実現に向けたフラッグシップ拠点整備について

資料2 グローバル・スタートアップ・キャンパス構想フラッグシップ拠点整備に関する基本計画（案）

6. 議事

【事務局】

皆様、おはようございます。ただいまから第3回のグローバル・スタートアップ・キャンパス構想フラッグシップ拠点整備に関する有識者会議を開催いたします。ご多忙中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は川添委員がご欠席というご報告を受けてございます。

本日の資料につきましては、会場の皆様へは紙媒体にて、オンライン参加の皆様には電子媒体にてお渡ししてございます。配布資料でございますけれども、議事次第に記載してある通り、資料1および資料2となっております。資料1がグローバル・スタートアップ・キャンパス構想実現に向けたフラッグシップ拠点整備についてということで、ポンチ絵、資料2がグローバル・スタートアップ・キャンパス構想フラッグシップ拠点整備に関する基本計画（案）となっております。資料につきましては不備不足等ございましたら、この場でお知らせをいただければと思います。それでは、ここからの進行につきましては、伊香賀座長にお願いをしたいと思います。座長、よろしくお願いします。

【伊香賀座長】

はい、それでは早速、本日の議題でありますグローバル・スタートアップ・キャンパス構想フラッグシップ拠点整備に関する基本計画案について、に入ります。まずは事務局より説明をお願いします。

【事務局】

はい、ありがとうございます。資料1をご覧くださいければと思います。この資料1につきましては、これまで2回、この有識者会議を開催しているわけでございますけれども、そちらに出している同じ資料もございますので、新しく追加をした資料のみ、ご説明させていただきます。資料の8ページ目をご覧ください。グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の対応ということで、少し修正をしております。我が国では、これまで、様々なスタートアップ政策を打っておりまして、成果が出ているところがございますけれども、なおもって、解決しなきゃいけない課題があるのかなというふうに考えております。一つ目、研究シーズはあるものの、その市場ニーズが十分に把握できているとは言えず、世界市場へのアクセスに必要な事業化支援というのが、十分とは言えないのではないかと課題。二つ目でございますが、ディープテック創業に必要な経営人材が、必ずしも十分ではないのではないかと課題。三つ目、スタートアップ向けのラボというのが不足しているのではないかと課題。四つ目でございますけれども、日本国内のエコシステム形成というのが、さらなる発展が必要ではないかということ。最後の課題でございますけれども、発想が必ずしも多様性があるとは言えない状況なのではないかというような課題があると考えております。キャンパス構想では、これらを既存の政策とも十分連携をしながら、これらの課題に対応をしていくことを考えております。対応の方向性の一つ目でございますけれども、世界市場でのビジネス経験者による研究段階からの事業化支援、海外の人材プールへのアクセスというのを、重要視をしていこうという方向性。二つ目でございますけれども、テクノロジーの専門性を十分に有する経営人材の育成をさらに強化をしていこうということ。そして、ディープテック分野の事業化に向けた活動を行うために必要なラボというのを備えた施設を整備をしていこうということ。四つ目でございますけれども、国内外のプレイヤーのネットワークのハブになり、エコシステムを形成していこうということ。そして、発想については、すべてのレベルで多様性とインクルージョンを中心価値観とした、組織文化を確立していこうというような、課題及び対応の方向性を書かせていただいております。

資料の12ページ目をご覧ください。先般、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案が国会で審議をされ、賛成多数で可決、成立を致しました。そちらの概要でございます。本法律でございますけれども、このキャンパス構想を推進していくための中核たる法人、先端技術研究成果活用推進機構を設立等していくために必要な規定を整備するものでございます。主な内容は、認可法人としての機構に関する規定の整備ということで、業務の範囲、その他役員、財務会計などの組織に関する規定、そして国から機構への行政財産の貸し付けといったような内容をになってございます。施行日でございますけれども、一部の規定を除き、公布の日から9月を超えない範囲で政令で定める日ということになっておりまして、現在、政令等の整備に向けて検討をしているということでございます。

法律の審議に関しましては、衆参、衆議院は内閣委員会、参議院はデジタルAI特別委員会ということで、衆議院は2日、参議院は1日ということで、様々な観点から審議され、重要な指摘がなされたというふうに考えております。主なものをご紹介しますと、本構想あるいは拠点の、そもそも必要性でありますとか、他の政策との関係についての質疑がございました。また、政府の中長期的なコミットの重要性、グローバルということで、諸外国に負けないですね、競争力、優位性を持った十分なりソースを確保すべきではないかといったという議論もございました。三つ目でございますけれども、ディープテックの特性に踏まえた、KPIというのを、今後設定をしていくべきではないかという論点。機構の役職員の採用・処遇についてのご指摘。東京一極集中ではなく、地域と連携をして日本全体に裨益をさせるということ、あるいは民業圧迫にはならずですね、民間と協業していくという重要性について、そして、国益をどう確保していくのかということなどについて、ご指摘がなされたところでございます。また、国から機構への行政財産の貸し付けにつきましては、もともと政府案は無償で貸し付けとなっていたわけでございますけれども、国会の審議の中で、有償を貸し付けた上で、有償で貸し付けた分を補填するなどして、外から金額が見

えるように透明性を確保すべきではないかというご議論がございまして、有償での対応ということで法律が修正をされているということでございます。

13 ページ目でございます。付帯決議をつけてございます。衆議院でございますけれども、一つ目は地方との連携、二つ目が民業を圧迫しないということで、相乗効果を発揮するための十分な連携を行うということ。三つ目でございますけれども、机上配布をさせていただいてございますけれども、フラッグシップ拠点の規模について議論がございまして、当初は令和六年の文科省の成果報告書に示された案以下の規模から始め、建設を抑制するとともに、必要に応じて見直すことということ。四つ目ですけれども、先ほど有償での貸与に関する規定となったことに伴って、その貸付料は適切なものとすべきことということが、付帯決議で付されております。14 ページ目、参議院でございますけれども、一つ目、二つ目は同じですが、三つ目でございますけれども、当該土地を活用した全体的な拠点構想を計画した上で、という点が追加をされてございます。四つ目でございますけれども、「その際、機構への行政財産の有償貸付することに伴い発生する費用について、精査の上、必要な財政的措置を講ずること」が追加されたということでございます。五でございますけれども、機構の業務内容、事業計画、財務状況等については、わかりやすい形での情報公開を行うこと。六でございますけれども、研究者、起業家、人材の育成、及び海外からの受け入れが円滑に行われるようを必要に応じて、制度面、環境面の整備を図る、機構への取り組みを効果的に支援するというところでございます。続きまして、資料の 24 ページ目でございます。こちら、先ほどの、国会での審議、あるいは付帯決議とも連動しますけれども、段階的な整備ということで、本有識者会議でも色々なご指摘をいただいているところでございます。諸外国の類似施設でも、段階的な整備を行っている事例というのは存在をするということで、いくつか代表的なものを書かせていただきました。小さいものはシンガポールから、大きいものはカナダの MaRS Discovery District というのを挙げさせていただいておりますけれども、一番右側の段に、段階的整備ということで書かせていただいておりますけれども、やはり規模が大きな施設につきましては、段階的整備をしているという事例が存在するというところでございます。これまでの議論やこうした諸外国の事例を踏まえれば、当該敷地を活用した全体的な拠点の構想を検討した上で、世界最高水準のイノベーション・エコシステムのハブの構築に向けた活動を一刻も早く行う観点から、必要となる規模から整備を開始し、当該拠点での活動ニーズ等も踏まえつつ、アジャイルに拡張していくべきではないかということで、資料を入れさせていただいております。

続きまして、資料の 39 ページ目の整備・運営のスキームということでございます。設計・建設につきましては、国が発注主体であると考えておりまして、建設が終われば、土地及び建物をこの運営法人に貸し出すと、その際は、有償で、適正価格で貸し付けるという、そういうことになるわけでございますけれども、貸し付けられた運営法人は、その土地及び建物を活用しながら、世界最高水準のハブとなっていくことを目指していくという、そういう建て付けになっております。設計につきましては、設計事業者に加えまして、世界の研究、インキュベーション施設の運営経験、ノウハウ、実績、あるいはユーザーのニーズを十分把握した運営事業者と一緒にチームを編成することなどを通じて、設計をしていただくべきではないかというご議論をいただいたと認識してございます。

新たに追加したスライド、40 ページ目で、今回ご提案をさせていただきたいというふうに思っておりますのが、この業務自体は設計業務が柱となるわけでございますので、代表企業というのは、一級建築士登録事務所の登録ということを経営として、管理技術者は代表企業に所属する一級建築士であることを要件とするということで、管理技術者、代表技術者というのが頭を取るということです。それに加えまして、建設（総合）、あるいは構造/電気/機械といったようなものについては、一定レベルを超える同種・類似経験を必須とすることによって必要な技術を確認すると。それに加えまして、この場でもこれまで議論されておりますけれども、象徴性を確保した建物を目指すべきじゃないかというご議論ございましたので、これを担保する観点から、いわゆるアトリエ設計事務所の参画も念頭にデザイン分野を設け、加点要素として受賞歴を設定するという。それに加えまして、研究・インキュベーション施設の運営経験、ノウハウ等を有する事業者の参画を必須とするというふうなことで考えてございます。こちらの会議でもご指摘いただきましたけど、この運営分野につきましては、多くの知見があった方がいい場合もあるのではないかというご議論いただきましたので、複数の運営事業者が参画をするといったようなことも許容をするということであ

りますとか、別途、内閣府で先行的活動というソフトのプログラムを始めてございまして、先行的活動の枠組みにおいて、運営支援法人がプログラムを始めつつございますので、そういったところで得られた知見というのも内閣府が提供するということをもって、とにかくユーザーの利便性を確保し、国内外のトップ人材が集まる施設、ひいては、それによって収益性が確保され、持続的な運営が担保されるような施設というのを整備していきたいというふうに考えております。

41 ページ目でございますけれども、運営段階ですけど、国からこの機構へは土地建物を貸与できるということ、建物を使ってスタートアップも含めた多様な主体にこの施設を提供していくということ、それに伴って、利用料収入というのが確保できるという、そういうことでございますけれども、無償から有償ということに伴ってですね、透明性を図る観点から、この貸付料というのを国に納めるということで、その分を精査の上、財政措置をしていくというようなことで、このようなスキームを考えているところでございます。

続きまして、資料2の基本計画案をご覧ください。まず、はじめにでございますけれども、1 番、経緯背景ということでございまして、こちらキャンパス構想については、統合イノベーション戦略推進会議で決定をされた基本方針というのがございまして、これに基づきながら、様々な活動を行っているところでございますが、本基本計画は其中でも、フラッグシップ拠点の整備についての方針等の基本的な事項を定めるものであるということで、本基本計画の位置づけを記載しているところでございます。

二番目のフラッグシップ拠点の役割ですが、こちらの次のページ、エコシステムのハブとなっていくことでございすけれども、本有識者会議でもご意見がありましたが、フラッグシップ拠点というのは、革新的な科学的発見に基づく一連のテクノロジー創出から事業化までのサイクルを通じて、我が国の社会・産業のあり方を変革し、文明を次の段階に進めるようなイノベーションを創出するスタートアップ群を生み出し続ける、いわば発見と発明、スタートアップを創出するエンジンとして機能することが重要であるというようなご指摘をいただいたので、ここに位置づけてございます。そのためには国内外の優れた研究者、スタートアップの創業者、大学、事業会社、アクセラレーター、ベンチャー・キャピタル等々の多様な主体というのが集まる物理的な空間が必要、併せて、質の高いプログラム運営を同時に行うことを通じて、国内外から優れた人材、投資を呼び込み、世界で活躍スタートアップや起業家人材と次々排出するエコシステムの形成を図るということで、単に施設を整備すればよいというものではないということを繰り返しご指摘ございましたので明記させていただきます。加えまして、こちらの国会審議とも関係していますけれども、科学技術・イノベーション推進事務局でスタートアップ・エコシステム拠点都市というものも行っておりまして、フラッグシップ拠点で得られた知見等をしっかり共有・展開をしていくということをもって、我が国全体のエコシステムの強化を目指すということを明記しております。

二番目の敷地施設の概要でございますけれども、敷地につきましては、東京都渋谷区及び目黒区の国有地、敷地面積約 26,000 m²に整備をするということでございます。

3 ページ目の施設の概要でございますけれども、まず施設の用途でございますけれども、フラッグシップ拠点はディープテック分野における実用化研究開発及び事業化に関する活動等を行うための研究・インキュベーション施設であるということを書かせていただいています。こちらにつきましては、建築基準法上のいわゆる大学・高専・専修学校等、この等には学術の研究所等も入るわけでございますけれども、そちらの位置づけとして整理をしていきたいと考えているところでございます。入居者でございますけれども、研究者、スタートアップに加えまして、事業会社、大学、研究機関、アクセラレーター、VC、こういったような方も入居者として想定をしているということ。加えまして、この拠点を使いながらエコシステムを作るというミッションを課せられた機構も、ここに入って活動をしていくということを考えています。なお書きのところでございますけれども、こういった入居者以外にも、エコシステムのいろんな関係者、外部の方も積極的な利用を促進することが大事だというご議論ございましたので、明記させていただきます。

4 ページ目でございます。このキャンパス構想自体ですね、グローバルに成長していくということで、ユニコーンも含めた大型のスタートアップを創出するという成功事例の創出を目指しているということで、入居者のターゲットと

しては、ポテンシャルを有する優れた研究者、あるいは初期段階のスタートアップ等の入居を重視するということを書かせていただいています。その次でございますけれども、一定の新陳代謝が図られるような仕組みを検討していくことも重要だというご議論ございましたので、書いております。他方で、特にスタートアップにとっては、このコアファシリティっていうのは非常に重要だけど、なかなか使えるところがないということで、こういったようなものは、入居後も使えるようにするなどして、エコシステムの形成の観点から出て行って終わりではなくて、アルムナイみたいな形で重層的に関係者を増やしていくことが重要ではないかというご議論ございましたので、そちらも記載しております。また、社会のあり方を変革するような成功事例というのは、想定外分野、人物によって成し遂げられることも多いというご議論ございました。従いまして、従来の想定を超えた広範な分野へのアクセス、ステークホルダーとの連携ということも重要であるとしております。最後のパラグラフでございますけれども、戦略的な情報発信、広報活動の展開ということも重要ではないかというご議論ございましたので、それに対応した記述となっております。施設全体の面積でございますけれども、フラッグシップ拠点の規模につきましては、当該敷地を活用した全体的な拠点構想を計画した上で、これらの活動を一刻も早く行う観点から必要となる規模 32,800 m² の上限から整備を開始し、当該拠点での活動ニーズを踏まえつつ、アジャイルに拡張をしていくということを書かせていただいています。

三番目、施設整備の方向性でございますけれども、当該拠点は国内外の優れた人材が集積をするという、それを持ってエコシステムの基盤を形成していくということになりますので、その実現につきましては、世界トップ人材を魅了し、必要な機能と形を持った世界最高水準の施設を整備することが必要ということを書かせていただいています。その上で、どういう方向性を重視するかということで、下の5ページ目の1から8番ということで、方向性を書かせていただいています。

6ページ目をご覧ください。一つ目の（1）でございますけれども、ディープテック分野のあらゆるニーズに対応できる利便性、快適性を備えた施設ということでございまして、こちらは大きく三つございまして、研究者あるいはスタートアップの方が研究開発から事業化まで切れ目なく、あらゆるニーズに対応できるような環境、日本にはなかなかないというふうに承知をしてございます、そういったものを整備してはどうか。二つ目ですが、小さなスタートアップでも入居後、速やかに活動できるように一定程度作り込まれた環境から、スケルトンまで多様なニーズに対応できるようなラボの整備が必要ではないか。そして、コアファシリティを設置することが重要ではないかということ。二つ目の様々な人々の出会い交流の促進、創造性の誘発の促進ということで、コラボレーション、偶然の出会い、インスピレーション、セレンディピティ、こういったようなものが生まれやすいような空間づくりを実現すべきではないか、三つ目ですけれども、こちら会議でも時間を使って議論されたところですが、敷地固有の文脈を生かした象徴性は重要ではないかということを書かせていただいています。三番目、常に最先端であり続ける柔軟性、成長、発展性を備えた施設ということで、一つ目のポツですけれども、段階的な整備を念頭に置いた計画とすべきではないか、三つ目のポツでございますけれども、仕様の共通化、モジュール化を積極的に採用することで、いろんな分野、あるいは規模が大きくなっても対応できる。そして、荷重あるいは天井の高さ、改修スペースの確保など、こういった地味かもしれないけれども柔軟性の確保が重要ということ、そして、ディープテック分野、経済、安全保障と密接に連動する場合があるということでございますので、オープンな環境とともに、セキュリティ、インテグリティを両立する観点から、ゾーニングを適切に行えるよう配慮すべきではないかということを書いています。

四つ目でございますけれども、多様な才能が集える多様性、包摂性ということを体現した施設ということで、ニューロダイバーシティ、こういったようなものにも配慮した環境整備を図るべきではないかということで書かせていただいております。

五つ目、AI 駆動型研究に対応し、リアルとバーチャルでアクセス可能な施設ということで、世界トップクラスの AI 駆動型研究開発プラットフォームの提供、あるいは自動化実験装置の導入というのも念頭に置いた整備を行うこと。そして、こちら国会審議でも議論がございましたが、地域からもアクセスしやすいようにということで、リアルのみならず、バーチャルでもアクセスできるような施設の整備及び運用を図るべきではないかということを書かせていただいています。六番目、周辺と調和する施設ということでございまして、立地自治体から、ご要望をいただいている

ところなので、セキュリティも確保しつつも、周辺住民等もアクセス可能な施設計画とするということ。また、隣接する防衛省の研究所はじめとして連携可能になるように配慮するといったようなこと。そして、海外からの研究者の利用というのも念頭に、住環境、医療教育等に関し、周辺のエリアと連携をするということを書かせていただいています。

七番目、サステナビリティや環境に配慮した施設ということで、ライフサイクルカーボン、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブの実現への寄与に配慮した計画とするということ。

最後に八番目ですけども、持続的な運営を可能とする施設の重要性をしっかりと明記しております。

続きまして、四つ目、必要な機能ということで、一番目、研究機能ですね、様々な形態のラボや必要なコアファシリティを設置することに加え、例えば、動物飼育実験施設、BSL3以上のようなものは、この施設には整備せずに、周辺地域の外部機関とも連携していくという方向性を記載しております。オフィス機能、コミュニケーション機能はこちらに書かれているとおりでございます。

10 ページ目、施設管理機能ということで、様々なインフラについても、適切に整備をするということを書かせていただいています。

10 ページ目の施設整備・運営のスキームということで、設計段階ということで、先ほどご紹介説明をさせていただきましたけども、設計事業者と運営事業者というのがチームを編成し、互いの強みを生かした設計等が実施できる体制の構築を重視したスキームとするとしています。具体的には、運営事業者は設計事業者と連携し、基本設計の前提となる前提条件の整理、あるいは事業計画、収支算定の検討、事業マネジメント方針の検討を行うとともに、設計事業者は、これらの整理検討結果を踏まえた上で、運営事業者と連携し、施設全体の設計を行うといったようなことを書かせていただいています。加えて、象徴性やランドスケープを確保の観点から、デザイン担当者というのを配置するといったことによってこれらに対応できる体制の構築を求めるということを書いております。その次でございますけれども、建設段階ということで、こちらに書いてある通りでございます。次に、運営段階ですが、建設後、国は土地建屋を機構に貸し付けることができるとなっているわけですが、国会での議論も踏まえて、注釈で必要な財政措置を講じる必要があるということを明記をしております。

最後の 12 ページ目ですけども、(4) の共通のところ、機構が施設の運営を行っていくということで、建設あるいは設計の段階というのは、国が発注主体となりますけども、この段階からこの機構が施設整備や運営を適切な体制を構築した上で、関与していくことが望ましいというようなこと、整備・運営と組織体制は一体的なものであるということから、機構自体も多様な人々で構成されるといったようなこと、インクルーシブな意思決定プロセスが採用されることが必要である、この有識者会議の中でも必要性をご議論いただいたところございまして、こういったことを記載しているところでございます。

最後に、今後のスケジュールでございますけれども、この基本計画の後ですね、基本設計・実施設計を 2026 年から 2028 年度にかけて、終われば、2029 年度以降、建設工事に入りたいということで書かせていただいています。以上でございます。

【伊香賀座長】

ありがとうございました。ここから先は、今後予定しています、設計等の入札に関連する内容も含まれる可能性があります。公平な入札手続きに支障をきたす可能性もあることから、有識者会議の設置紙の規定に基づき非公開とさせていただきます。恐れ入りますが、記者の皆様はここでご退室をお願いいたします。